

身体的拘束等適正化のための指針

(身体拘束廃止指針)

社会福祉法人 真和会

身体的拘束等適正化のための指針 (身体拘束廃止指針)

(目的)

1. 社会福祉法人真和会では、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 第11条第4項の「指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」を受け、利用者的人権を尊重する「拘束しない介護」の徹底を目的として、本指針を制定する。

(身体拘束の定義)

2. 拘束の種類と範囲について以下の通り定める。
 - (1) 身体拘束にあたる具体的な行為
 - ア 徘徊しないように、車椅子やベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - イ 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - ウ 自分で降りられないように、ベッド柵で（サイドレール）で囲む。
 - エ 点滴、経管栄養チューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
 - オ 点滴、経管栄養チューブを抜かないように、又は皮膚を搔きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - カ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯やベルト、車椅子テーブルをつける。
 - キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
 - ク 脱衣やオムツ外しを制限する為に、介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ケ 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - コ 行動を落ち着かせる為に、向精神薬を過剰に服用させる。
 - サ 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

(身体拘束についての考え方)

3. 利用者及び家族への説明について当施設の考え方については以下の通り定める。
 - (1) 家族より拘束の依頼があった場合
 - ア 「身体拘束」を前提とした入所の依頼があった場合は、利用者及び家族等と十分には話し合い理解を得る事に努め、「転落予防」「怪我の予防」であっても「拘束をしない介護」を目指すこと。
 - イ 「拘束しない介護」の工夫をしても、転倒による骨折やケガ等の事故が発生する可能性はあるが、その方らしく活動的に生活する為に、「拘束しない介護」の取組みをすること。

(2) 緊急やむを得ず「身体拘束」をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、利用者本人又はその他の利用者の生命、身体を保護する為、一時的に「身体拘束」を行う事がある。

ア 緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応する場合を言います。

イ 緊急やむを得ない場合とは、利用者本人にとっての状態であり、事業者側の状態ではありません。

ウ 一時的に身体拘束を行う場合とは、次の3点の要點をすべて満たした場合に限ります。

・切迫性：利用者本人又は他の利用者の生命・身体が危険にさらされている可能性が著しく高い。

・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外の介護方法がない。

・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(身体拘束を行う場合の手続き)

4. 身体拘束を行う場合の手続きについて定める。

(1) 手続きの手順

ア 第一に他の代替策を検討する。

イ 実施にあたっては、原因となる症状や状況に応じて、必要最小限の方法で行い、安全性・経過確認の方法についても検討する。

ウ 事前に施設長の判断を仰ぐ。

エ 事前に家族等に連絡をする。

オ 事前に身体拘束・事故防止委員会及び緊急カンファレンスを開催し、「身体拘束」の理由、治療及び対応方針を確認し、「身体拘束に関する計画書」を作成する。

カ 身体拘束実施期間中は、状況の記録を作成する。

キ 身体拘束の必要な状況が解消した場合は、すみやかに解除する。

(「身体拘束・事故防止委員会」の設置)

5. 施設内で身体拘束が行われているかどうかや手続きが適正にされているかどうかの確認のため、事業所内に「身体拘束・事故防止委員会」を設置する。

(1) 委員会の役割

ア 3ヶ月に1回定期的に開催されている委員会で、各部署から身体拘束の有無や実態について報告を受け、必要と判断した場合に聞き取り調査をする。

イ 身体拘束が行われている場合、本指針3条(2)に準じて適正に行っているかどうかを調査する。

ウ 事例をもとに、代替策の検討を行い利用者のサービス向上に努める。

- エ 利用者の人権を尊重し、拘束廃止を目指し、「拘束を行わなくても、利用者の安全を守る」ために職員に対しての研修を行う。
- オ 当該委員会のメンバーは施設長、看護主任、事務主任、介護支援専門員、生活相談員、介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（欠員ある場合あり）で組織する。

（閲覧に関する基本指針）

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針
 - (1) この指針については法人のホームページに掲載し公表する。
 - (2) 身体的拘束等の状況及び個別の状況については、利用者及び家族関係者からの求めに応じ、閲覧することができるものとする。

（付則）

- (1) この指針は平成31年4月1日より新規施行する。